

## 1. 目的

役員選挙実施細則（以下「細則」という。）は、日本セキュリティ・マネジメント学会選挙委員会規程（以下「規程」という。）の定めにもとづき、本学会役員の選出にかかわる選挙の具体的運営を定める。

## 2. 選挙実施計画の策定

選挙委員会規程第2条第1項により設置される選挙委員会は、選挙が行われる年度の選挙前半年間に設置される委員会とする。

## 3. 役員候補の推薦

(1) 会長及び副会長の候補者は、常任理事会において定める。

(2) 会長、副会長以外の役員については、規程第3条第3項により、役員候補者を広く本学会会員から募集し、選挙委員会において次期の役員候補者案を定める。その際の手順は以下のとおりとする。

①任期満了にもとづく改選役員などの常任理事会の決定に従い、選出すべき役員の種類と定数を確定する。

②常任理事会から役員候補者の推薦を受ける。

③②と並行して、本学会各研究会に対して役員候補者の推薦を依頼する。また、ニュースレター等又はメーリングリストを通じて、期限を定めて一般会員に対して役員候補者を募集する。この場合、役員候補者は、3名以上の正会員の推薦を要件とする。

④役員候補者数が少ない場合においては、常任理事会において追記される役員候補者を選定する。

⑤以上の推薦及び応募結果から、選挙委員会で役員候補者を集約し、次期の役員候補者リストを定める。この段階で、役員候補者数が定数を上回る場合は、常任理事会において役員候補者の絞り込みを行う。

(3) 役員候補者リストに記載の役員候補者全員に、略歴、抱負などを記した800字以内の資料の提示を求める。

## 4. 投票

規程第3条第4項により、投票は、役員候補者に対する「信任」方式とする。

本学会会員に、投票用紙と候補者の資料を郵送し、郵便による投票とする。

投票用紙は、無記名とするが、割印や通し番号などによって、投票用紙が真正なものであることを確認する。

投票欄が無記入の場合は、信任とみなす。

不信任の役員候補者がある場合は、その候補者に代えて役員となるべき者の氏名（正会員に限る）を記入することが出来る。

## 5. 開票

投票結果の集計は、選挙委員会委員長の管理により選挙委員と事務局とで行う。

事前に申し出のあった会員は開票に立ち会うことが出来る。

①有効投票総数の確定、②候補者毎の信任数と不信任数の集計、③追記候補者の氏名と得票数の集計、につき結果をまとめる。

参加した選挙委員全員が集計結果について確認を行うことで集計を確定する。

規程第3条第5項により当選者を決定するにあたっては、有効投票総数の過半数の信任を得たものを当選とする。

過半数の信任を得たものの数が定数に達しない場合は、有効投票総数の1割以上の得票を得た追記候補者の中から、得票の多い順に定数を満たすまでを当選とする。

## 6. 不正等の調査

規程第3条第6項により、選挙結果の確定に至るまでの間に、会員から当該役員選挙にかかわる不正等の調査依頼があった場合には、選挙委員会がその調査にあたり、必要な対応を行う。

調査結果は、総会に報告し承認を得るものとする。

#### 7. 選挙結果の確定

選挙委員会は、選挙委員会規程第3条第2項による選挙実施計画にもとづく選挙の実施経緯、実施結果などをまとめた選挙委員会報告書を作成し常任理事会に提出する。

選挙委員会委員長は、総会において選挙実施の経緯と選挙結果を報告する。

上記の報告に基づき、総会での承認を経て選挙結果が確定する

付則 この細則は、2005年6月18日から施行する。

2007.09.28 改定は、2007年10月01日から施行する。

2012.05.29 改定は、2012年06月01日から施行する。

以上